

今回のテーマ： 「名義株主の整理」

名義株とは、会社における株主名簿上の名義とその株式の実質上の株式引受人が一致していない株式のことです。名義株を解消せずに放置しておく、名義人から株主としての権利を主張された際に、その株式が名義人、実質株主（名義借用者）のどちらに帰属するかが紛争の原因となります。

## 1. 実質株主の判定

### (1) 実質株主の判定

真の株主である名義借用者が、出資払込の事実を証明できる場合は、実質上の引受人である名義借用者が株主となるのが相当であると、最高裁において判示されています。

株券不発行が原則となった会社法下において、真の株主が出資払込の事実を証明できない場合や、名義人との間で名義貸与に関する覚書や念書等が作成されていないときは、名義人に株主としての権利が帰属し、買取請求や相続による株式分散のリスクが発生します。

### (2) 税務上の取り扱い

株主名簿に記載されている株主等が単なる名義人である場合には、実際の権利者が株主等として取り扱われます。実際に出資払込をした者、名義貸与に関する覚書・念書等の有無、配当金の受領や議決権を誰が行使しているかにより、実際の権利者が特定されることとなります。

## 2. 名義株の解消

株主名簿の記載事項を変更して名義株を解消しようとする場合には、名義借用者であるオーナー株主に贈与税の問題が生じる可能性があります。出資払込の事実を証明する書類や名義貸与に関する覚書・念書等を整備したうえで、株主名簿の変更を行う必要があります。

名義貸与に関する覚書や念書等が存在せず、名義書換の協力が得られないときは、名義人からの株式買い取りや、種類株式を活用した少数株主の排除を検討するなどの対策が必要となります。

## 3. 所在不明株主の株式売却制度

所在不明で連絡の取れない株主について、次の要件をいずれも満たしているときは、取締役会の決議により、裁判所の許可を得て株式を売却すること（自己株式取得も可能）が認められています。

株主に対する通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき  
その株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったとき

## 4. 全部取得条項付株式による少数株主からの買取

全部取得条項付種類株式を活用して名義株主等を整理する手順は、つぎのとおりです。

株主総会の特別決議により定款変更を行い、種類株式を発行する旨の定めを設ける。

株主総会および種類株主総会の特別決議により、普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設ける。

株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の取得を決議し、少数株主に交付される種類株式が1株未満となるように設計し、金銭交付により少数株主を排除する。

### お見逃しなく！

全部取得条項付株式による少数株主からの買取の場合、売却先・適正な買取価額について、裁判所の許可を要することがあります。